

岡山県津山市で「信書便制度説明会」を開催

～信書の定義、制度の概要、信書便事業の参入手続き等について説明～

中国総合通信局(局長:黒瀬泰平)は、平成26年11月26日(水)、岡山県津山男女共同参画センター「さん・さん」で「信書便制度説明会」を開催しました。

中国総合通信局では、平成16年度から毎年本説明会を開催しておりますが、本年度としては先月の浜田市に続くもので、自治体をはじめ、運送事業者等の関係者22名の参加がありました。

説明会は、岡田信書便監理官の挨拶に続き、第1部で、信書の定義(知っておきたい信書のルール)他の信書便制度の概要及び地方自治体が実施する文書集配の委託事例等について説明を行いました。また第2部では事業参入に関心がある方を対象に、信書便事業への参入手続きについて説明を行いました。

説明後の質疑応答では、車検証や申請書等の信書該当の有無及び送付方法、郵便法における罰則の質問、信書便物の取扱い方法等の質問が寄せられるなど、信書便事業への関心の高さがうかがえるものとなりました。

今後も中国総合通信局では、管内各地でこのような説明会の開催を計画し、信書便制度の概要や民間事業者の創意工夫で年々発展している信書便事業について、広く周知してまいります。

(参考)

総務省では、信書を適切に送っていただき、また信書便事業について知っていただくため、信書の定義や信書便制度などについて全国各地で説明会を行っています。平成25年度は15箇所での説明会を開催し信書便事業者の利用を検討されている165団体、信書便事業への参入を検討されている49団体に参加いただきました。



説明会の模様1



説明会の模様2

連絡先
信書便監理官
(082)-222-3400